

RD最終処分場問題にかかる検証について

(H19.12.25)

検証事案		県の対応	主な意見	個別評価(案)
年月日	事案			
第 1 期 (産業廃棄物処理業許可から硫化水素ガス発生まで(S54.12.26~H11.10.11))				
S54.12.26 ~ S57.7.13	1- 産業廃棄物処理業の許可等	S54.12.26 佐野正に対し産業廃棄物処理業許可 (最終処分場 品目:がれき類) S55.3.1 佐野正からの産業廃棄物処理施設設置届受理 (最終処分場 A=9,781m ² 、V=60,242m ³) S57.7.13 産業廃棄物処理業廃止届受理 (法人組織切替えのため、佐野正への許可を廃止) S57.7.13 産業廃棄物処理施設廃止届受理 (法人組織切替えのため、佐野正の施設を廃止) S57.7.13 佐野産業(株)に対し産業廃棄物処理業許可 最終処分場(品目:がれき類、廃プラ、ゴムくず、ガウ陶) 収集運搬業(品目:がれき類、廃プラ、ゴムくず、ガウ陶) S57.7.13 佐野産業(株)からの産業廃棄物処理施設設置届 受理 (最終処分場 A=9,781m ² 、V=30,712m ³)	・当初は跡地利用計画として「果樹園を作る」と言って 同意を求めてきた(住民資料) ・許可にあたり、地元自治会から同意書を提出されてい た(県資料) ・廃棄物処理の全てに問題があったのに、ガス化溶融炉 は許可されている。いったい何があったのだろうか。(住民 資料) ・許認可にあたり、RD社と栗東町有力者との関係から、 圧力があつたり、対応を緩くしたということはなかった。(職 員)	・佐野正からの産廃処理施設設置届出および産廃 処理業許可申請に対する許可等には、問題はない のではないかと。 許認可全般に関し、佐野正と栗東町有力者との 関係が許認可に影響していると認めるに足りる証 拠はないが、その点を払拭する対応ができていたかは 不明。
S54~	1 - 最終処分場の残容量の把握	S60.5.17 産業廃棄物処理施設変更届出 (最終処分場の拡大 A=23,386m ² V=183,150m ³) H6.9.29 第2処分場設置許可 (A=8,652m ² V=59,550m ³) ・県は平成2年頃から平成8年頃までRD社から産業廃棄物 処理実績報告書の提出を受けていたが、実績報告書に記 載された埋立処理量について精査しなかった。		・届出・許可時の容量の把握は問題は無かったと思 われるものの、その後提出されているRD社の実績報 告書からは、埋立処理量が多いようにも見受けられ るが、それを精査せずに漫然と受理したことは、RD社 に対する監視が不十分であったのではないかと。
S61~	1- 同一場所での最終処分、中間処理、 収集運搬の許可の保有	S59.10.30 佐野産業(株)に対し産業廃棄物処理業変更許 可 中間処理業(破砕)(品目:がれき類、ガウ陶) S61.4.21 佐野産業(株)に対し産業廃棄物処理業変更許 可 収集運搬業(品目追加:紙くず、金属くず、繊維くず) S61.9.17 佐野産業(株)に対し産業廃棄物処理業変更許 可 収集運搬業(品目追加:燃えがら、無機性汚泥) S61.12.5 佐野産業(株)に対し産業廃棄物処理業変更許 可 中間処理業(焼却)(品目:木くず) S63.2.29 佐野産業(株)に対し産業廃棄物処理業変更許 可 収集運搬業(品目追加:有機性汚泥) H1.1.17 佐野産業(株)に対し産業廃棄物処理業変更許 可 中間処理業(焼却)(品目追加:汚泥、紙くず、ゴムくず、 繊維くず、廃プラ、廃油、動植物性残さ) 収集運搬業(品目追加:廃油、動植物性残さ)	・一事業者にさまざまな産業廃棄物処理の許可を与 えることは危険である(住民資料) ・幅広く処分業をやっていた会社であり、混入する機会 は多いわけであるから、その点は気をつけて指導していた (職員)	・同一場所で最終処分、中間処理、収集運搬の許 可を得て業務を行うことは、法的には問題はなく、適 切であったのではないかと。 ・しかし、同一場所で最終処分と中間処理をおこな っていることにより、安定型処分場に中間処理のため 搬入されたドラム缶、有機汚泥などの許可品目以 外が不適正処分される可能性が高くなることをもっと 認識して指導監督を行うべきであったのではないかと。
H3.9~H4.2	1 - 許可区域外の掘削・埋立てに対する 対応	H3.11.2 周辺住民より苦情「RD社が近くまで穴を掘り始め ている」 RD社に電話確認。「粘土採取と、廃棄物処分のため 掘削している(法許可の範囲内)。粘土採取部分は残土で 埋め戻した」と主張 H3.12.3 周辺住民より再度苦情 現地調査で掘削作業確認。「一部許可区域を超えて いても法に基づく届出対象外の軽微変更の範囲内」と主張	・この時点で掘削して変なものが埋められていないか調 査するべきであった。(住民)	・許可区域外埋立ては、本来処分場の規模の変更 届出が必要な行為であり、明確な違反行為である から、業務停止命令を検討するべきであったのではな いか。また、当初は県の中止を求める行政指導にも 従っていないことから、文書指導に留めずに行政処 視野に入れた対応も検討すべきであったのではない かと。

R D最終処分場問題にかかる検証について

(H19.12.25)

検証事案		県の対応	主な意見	個別評価(案)
年月日	事案			
		H3.12.6 周辺住民より区域外埋立ての疑いについて苦情 現地調査で廃棄物の埋立てを確認。行為の中止を指導 H3.12.12 周辺住民より区域外埋立てについて苦情 現地調査で埋立行為が継続されていることを確認。行為の中止および埋立廃棄物の撤去(原状回復)を指導 H3.12.26 RD社が許可区域外埋立を認め、埋立廃棄物の撤去と残土の埋め戻すことを報告 H4.2.1 RD社に対し許可区域外埋立等について適正処理するよう文書指導 H4.2.20 RD社より指導内容を履行する旨の是正計画書が提出される		・この時期において許可区域外の掘削跡の確認の指導等を行わなかったことや、RD社に対する厳格な措置を取らなかったことが、後に許可容量を大きく超える埋立てを許した遠因となったのではないかと。
H6.9.29	1 - 第2処分場の設置許可等	RD社は、S54.11.12に届出を行った第1処分場の隣接地に、第2処分場の設置を計画し、H5.9.3に産業廃棄物処理業変更届出、また、H6.9.8に産業廃棄物処理施設設置許可申請(ともに第2処分場の追加:面積8,652㎡、容量59,550㎡)を行った。県は、H6.9.29に処理業変更届を受受理するとともに処理施設の設置許可を行った。	・許可にあたり、黒煙などの問題で指導してきた経過はあるが、そういうものは、その都度すべて是正をさせてきた。行ってきた行為というのは、法律に照らすと適正でなかったという部分とは否定はできないが、それがたちまち非常に重大な問題につながるかという点は、それほどではないという判断だった。(職員)	・直前に違法な収集運搬業の再委託を行っていたことが判明したにもかかわらず、RD社からの改善に時間を要するという申し出により、確約書と顛末書の提出によって処理し、第2処分場の設置許可を行っているが、当時の許可基準からするとやむを得なかったのではないかと。 ・収集運搬業の再委託については、昭和60年頃から長期に渡っていたことを勘案し、別途業務停止命令を検討するべきであったのではないかと。
H3~H9	1 - ばい煙・ばいじんの苦情等に対する対応	H4.5.29 悪臭苦情 H4.6.3立入り、原因廃棄物の焼却処分等を指導 H5.2.18 騒音及び悪臭苦情 電話確認、夜間の積載行為をやめるよう等指導 H5.9.8 悪臭苦情 H5.9.9立入り、悪臭源を適正に処理するよう指導 H6.6.10 ドラム缶保管の苦情 H6.6.14調査、苦情にあった医療系廃棄物は入っており、調査し報告するよう指導(H6.9.7RD社より報告書提出) H6.7.13 黒煙苦情 同日立入り、バーナー設定の徹底や原因調査について指導(H6.9.27RD社より顛末書提出) H6.10.17 悪臭およびばい煙苦情 立入り後、焼却炉の更新を含む対策を講じるよう指導	・ばい煙が飛んできたときの県の対応が「あれは水蒸気で、ばい煙なんか飛んでいない」といった丸め込み工作のような対応であった。(住民) ・そんな対応はしていないと思うが、水蒸気をばい煙と間違えて苦情を受けるケースがあり、そういう場合もあるという説明はしていたかもしれない。(職員) ・騒音の問題やなるべく黒煙を出さないような仕組みがとれないか、指導はしてきた。(職員) ・悪臭の強い煮汁がピットに置いてあり、住民が通報してから9日間放っていた(住民) ・野積みの、ジクロロベンゼンの付着していた廃プラを悪臭源であるから埋め立てるように指示したのは間違いである。(住民) ・ドラム缶保管の件は、通報してから4日もたってから来た。(住民)	・悪臭や黒煙・ばい煙・ばい塵等の苦情が頻発していたことについて、苦情の都度、対応はなされているものの、18条照会や行政処分の検討を含め、積極的に法に基づく監督権限の行使を検討すべきであったのではないかと。 ・苦情に対する対応に際し、その原因を積極的に究明し姿勢が県には欠けていたように思われるが、積極的な原因究明を行うことが、結果として問題の早期是正につながるという姿勢で対応すべきであったのではないかと。

R D最終処分場問題にかかる検証について

(H19.12.25)

検証事案		県の対応	主な意見	個別評価(案)
年月日	事案			
		<p>H7.5.10 ばい煙苦情 立入り後、原因と対策を報告するよう指導(H7.5.19RD社より報告書提出)</p> <p>H7.6.5 ばいじん苦情 立入り後、原因を報告するよう指導(H7.6.16RD社より報告書提出)</p> <p>H7.7.14 ばいじん苦情 立入り後、焼却炉の徹底的な見直しや社員教育の徹底等を指導(H7.9.13RD社より報告書提出)</p> <p>H8.6.12 すず(ばいじん)苦情 立入り後、焼却量の減少など対策検討を指導</p>		
H7.5～H8.3	1 - 不適正保管産業廃棄物に対する対応	<p>・H5より処分場内で廃棄物の不適正保管がなされ口頭指導が行われてきたが、改善が見られないことから、H7.5.19に是正計画を提出するよう求めた。RD社からはH7.5.24に残土系廃棄物50,000m³(総量は100,000m³)、木くず5,000m³、廃プラ3,000m³の適正処理を行う旨の改善・是正計画が提出された。RD社から提出された月別報告では、5月末日に廃プラの是正が完了、6.12に木くずの是正が完了しているとのこと。残土系廃棄物については、H7.7.22にRD社と協議を行い、有効活用を図るとともに埋立量を減らすためトロンメルを導入・選別がRD社より報告され、H7.8.21に是正計画の完了の報告がされた。</p> <p>・H8.4.30に処分場内の廃プラの保管場所からぼやが発生し、5.15には火災が発生した。これに対して同日、立入指導を実施し、5.17にはRD社から報告書が提出された。</p>	<p>・50%の是正完了後、是正が進捗しない理由を調査しせず、是正指導中に約3ヶ月処分場への立入を行っていないのは怠慢である。(住民資料)</p> <p>・処分業許可の更新時期まで時間的余裕を与え、様子を見るとしたことは、一担当者の判断だけとは思えず、行政に強力な圧力がかけられていたのではないかと。(住民資料)</p> <p>・不適正保管や防火管理不備、掘削問題等の廃棄物処理業者としての基本的問題が山積していたにも係わらず、営業停止もさせずRD社を擁護する必要があったのか。行政の毅然とした態度が欠如している。(住民資料)</p> <p>・廃プラ火災の際、RD社はダイオキシンのもとである燃えがらを全部埋め立てた(住民)</p> <p>・RD社からの報告では、燃えがらではなく、埋立て予定の廃プラとのことである。(県)</p> <p>・立入検査を行う際にもRD社に違法がばれないように対応させるためにかなり事前に通知を行っておりずさんである。(住民)</p> <p>・立入検査は原則抜き打ちで行っており、事前通告が必要な場合であっても1、2ヶ月も前から通告するようなことはしていない。(職員)</p>	<p>・平成5年からの口頭指導、平成6年10月にもRD社からは是正計画は提出されているが、是正されていないにもかかわらず行政処分を留保し再度口頭による行政指導に留めたことは不適切であったのではないかと。</p> <p>・平成7年8月に一部是正完了後、残る残土系廃棄物について、平成8年5月になっても是正をさせず、なおかつ同年9月の許可更新時まで猶予を与えたことは不適切だったのではないかと。</p> <p>・廃プラの火災の発生に対する対応については、その発生原因についての18条照会や行政処分を検討すべきであったのではないかと。</p> <p>・立入検査に関し、時期は特定できないが、職員とアリングによると、事前通告して、立入検査を行う場合もあったとのことであるが、旧厚生省通知では、立入検査は原則抜き打ちで行うこととされており、RD社へ事前通告して行われた立入検査については、不正や違法行為の発見に全く支障がなかったとはいえないのではないかと。</p>
H8.9.7	1 - 産業廃棄物処分業等の更新許可	<p>平成3年の廃棄物処理法の改正により、廃棄物処理業の許可有効期限が5年間と定められたことに伴い、RD社の産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業の許可がH8.9.6をもって許可期限が到来するため、収集運搬業および処分業の更新許可が申請された。県はH8.8.30に立入検査を実施し、H8.9.7付けで許可を行った。</p>		<p>・長期にわたり産業廃棄物の不適正保管を行っていたにもかかわらず、更新許可をしたことについては、区域外掘削・埋立やばい煙についての住民からの苦情や、それに対する県の指導が繰り返されていたこと等の経緯も含めて勘案し、審査に際してはいわゆる「おそれ条項」の適用も検討すべきであったのではないかと。</p>

R D最終処分場問題にかかる検証について

(H19.12.25)

検証事案		県の対応	主な意見	個別評価(案)
年月日	事案			
H10.7.3	1 - 改善命令および産業廃棄物処理施設の変更許可等	<p>・最終処分場において、許可区域を超過して産業廃棄物が処分され、法面が計画勾配を超えており、廃棄物の飛散、流出の危険性があることから、H10.6.2に廃棄物処理法15条第5項に規定する技術上の基準に適合するよう改善を命じた。また、同日付で、産業廃棄物処理施設の変更許可を受けずに埋立面積および容量を超過したことは遺憾であるとして、文書指導を行った。この改善命令については、同日付けでRD社より是正計画書が提出された。是正に当たっては、許可容量を超えた分について全量を場外へ持ち出すことも検討したが、搬出入車両の通行制限が決められていたことから場外搬出に9年以上の日数を要し、周辺生活環境への影響が懸念されること、また防災上の観点から重大な支障を及ぼす可能性があることから、可能な限り場外搬出を行わせる上で廃棄物の飛散流出を防ぐため、H10.6.12にRD社より産業廃棄物処理施設変更許可申請のあった、場内処理のための第1処分場と第2処分場の面積および容量について、H10.7.3付けで許可を行った。</p> <p>変更許可内容(第1処分場) A=23,386㎡ 35,384㎡、V=183,150㎥ 292,943㎥ 変更許可内容(第2処分場) A=8,652㎡ 9,276㎡、V=59,550㎥ 122,437㎥</p> <p>・RD社は、焼却炉の更新として、ガス化溶融炉の導入を計画し、H10.6.12付けで産業廃棄物処理施設設置許可申請を行い、H10.7.3付けで許可を行った。</p>	<p>・変更許可はRD社の違法行為を事実上追認したものであり、県は容量超過分を全て処分場外へ撤去させるべきであり、法を執行する行政機関としてあるまじき行為である。(住民)</p> <p>・容量超過分をどうするかは議論したが、1日の搬出可能台数の制約があり、その可能台数からすると、搬出に長い年数を要すること、また勾配がきつく、廃棄物が飛散流出するという恐れもあり、防災上の緊急性を優先し在来地での処分という方策を考えた。(職員)</p> <p>・超過分全てを場外搬出すると9年5ヶ月を要し、周辺生活環境への影響が予想される。県としては極力、周辺環境あるいは防災面での支障を及ぼさないことを最優先に対処した。(県)</p> <p>・ガス化溶融炉の設置許可が約3週間で下りたのは早すぎるのではないかと。(住民資料)</p> <p>・廃棄物処理の全てに問題があったのに、このような状態で許可できるわけがない。(住民資料)</p> <p>・ガス化溶融炉の安全性が確認できていないのではないかと。(住民資料)</p> <p>・安全性については、テストプラントおよび実証炉における排ガスの性状や溶融スラグの溶出試験データなどによるメーカー保証値から、廃棄物処理法の焼却施設の構造基準を満足できると判断した。(県)</p>	<p>・改善命令に法に規定する履行期限を定めなかったことは改善命令の適正な履行を担保できないため、不適切であったのではないかと。</p> <p>・余剰廃棄物の変更許可による追認とセットになった是正計画については受理せず、地元住民の理解と協力を得て、余剰廃棄物の全量撤去を行わせるべきであったのではないかと。</p> <p>・余剰廃棄物の全量撤去を行わせたり、他に深掘りのような事例がないか調査していれば、埋立ての全貌がこの時点で明らかになっていた可能性もあり、変更許可とそれとセットになった是正計画の受理を行ったことは共に失当ではないかと。</p> <p>・変更許可を受けずに処分場の規模の拡大を行ったことや改善命令後のRD社の不誠実な行為については、文書指導に留めず、RD社に対して業務停止命令を発動するなど、毅然とした対応をとるべきであったのではないかと。</p> <p>・ガス化溶融炉の新設許可は、産業廃棄物処理施設の設置手続に地域ごとの生活環境の保全への配慮を組み込んだ改正法の施行を控えていたことから、その趣旨を踏まえて、改正法での設置手続を指導する等慎重な対応が必要であったのではないかと。</p>
第2期 (硫化水素ガス発生から4項目の改善命令まで(H11.10.11～H13.12.25))				
H11.10～H13.10	2 - 1 硫化水素ガス発生後の対応 (県の調査等への対応)	<p>H11.10.11に住民から警察署、消防署に「有毒ガスが発生している」との通報により、調査の結果処分場東側の排水溝より50ppmを超える硫化水素ガスが確認された。県は、住民団体からの緊急申し入れを受け、10.28共同して廃棄物サンプリング調査を行った。</p> <p>また、県では硫化水素発生原因の調査と対策を検討するため、H11.11.27に最終処分場硫化水素調査委員会を設置し、その助言のもと、各種調査を実施した。県でも、H13.1から、ケーシング掘削や地下水等の調査を行った。</p> <p>なお、調査委員会は、H13.5.16まで8回にわたり開催され、同年6月に報告書がとりまとめられた。</p> <p>この間、知事が処分場を視察したり、H11.2.18には、第1回住民説明会が開催され、以後、H13.7月まで3回開催された。県は、H13.8月から住民団体と対策案を協議して、同年12月、改善命令を発した。</p>	<p>・以前から硫化水素の臭いはしていたが、県は、「どこの処分場でも臭いはする」など、我々の言うことを一切認めない。(住民)</p> <p>・県の回答はいつも一緒であり、硫化水素といわず、「近くの工場の臭いやな」など、言いくるめられた。(住民)</p> <p>・「犬は死ぬものでしょう。人間がRDの横で倒れたら問題になりますね。それから考えましょう。」との県職員からの返事を聞いている。(住民)</p> <p>・住民からの硫化水素ガス発生苦情は、聞いていない。(聞いた記憶がない)(職員)</p>	<p>・県の硫化水素発生後の調査や住民説明については、周辺住民の不安解消に向けて一定の対応がなされていた。</p> <p>・硫化水素ガス発生以前に、住民ヒアリングで指摘のあった「近くの工場の臭いや」「どこの処分場でも臭いはする」等の県職員の発言があったということについては、ガスが発生していたのか、またその対応がなされたのか、記録が確認できなかった。当時、住民と県との間で、このようなやり取りについては、住民からの苦情や情報があった場合は、職員個々がその場で対応するだけでなく、その都度、経過や内容を詳しく記録、整理し、県が組織として対応すべきであり、県の当時の住民対応については、不十分であったのではないかと。</p>

R D最終処分場問題にかかる検証について

(H19.12.25)

検証事案		県の対応	主な意見	個別評価(案)
年月日	事案			
H11.10～ H12.4	2 - - 2 硫化水素ガス発生後対応 (業者への対応)	<p>硫化水素ガスの発生以来、R D社に対し改善命令の是正工事を中止するよう要請するとともに、発生原因について、調査実施計画を策定し、早急に原因究明のうえ改善を行うよう指導した。</p> <p>調査委員会からの助言を受け、県は、12月から1月に、排水管周辺の準備調査、ボーリング調査、ガス抜き管敷設のためのメッシュ調査を実施させた。</p> <p>また、県は平成12年1月にR D社に埋立品目確認のため法18条に基づく報告聴取を行うとともに、3月には、硫化水素除去実施計画に基づくガス抜き作業を開始させた。</p>	<p>・ビニールシート等があちこちに散在してても、県職員は見てみぬふりをしている。(住民)</p> <p>・医療系プラスチックも過去は普通プラスチックとして搬入できたし、金属片、木くずも付着混入する可能性はある。目立ったものは、R D社に回収、適正処理を指導している。(職員)</p> <p>・県は、事態を直視せず、問題の本質をえぐり出そうとせず、根本から解決しようとする姿勢は全く認められない。(住民)</p> <p>・県は全面解決のための大局的な計画の立案すら示さず、目先対応をしてきた。(住民)</p> <p>・硫化水素問題以来、8年近くかかっているが、納得できる回答でなく、誠意を持って対応していない。(住民)</p> <p>・県は全容調査に応じてくれず、根本的な解決策について何もやってくれなかった。(住民)</p> <p>・県の対応は、硫化水素など個別問題対応でしかなく、請願の処分場の実態解明と適正な措置が取られていない。(住民)</p> <p>・問題発生以降、必要な都度、調査の実施や行政指導を厳正に行い、是正させるなど、一つひとつ問題に精一杯対応してきた。(県)</p> <p>・知事から、住民の不安をできるだけ早く払拭するように対応のスピードをよく言われ、最大限の努力はしたが、硫化水素調査は作業の安全確保からスピードを上げられなかった。(職員)</p> <p>・硫化水素ガスが抜けず、作業ができないという危険性の問題が大きかった。(職員)</p> <p>・13年度までは、一定改善命令が履行されれば、長引く話ではないと理解していたが、このように長引くことは想定外で、何が原因かわからない。(職員)</p>	<p>・県の業者への一連の指導については、順次進められ、一定の対応がなされていた。</p> <p>・県は、原因者のR D社の責任で是正させることを前提に、一つひとつの問題の解決に取り組んできた。すべての住民要望を直ちに解決することは困難であるが、このような住民の要望を十分把握し、整理検討し、その内容を住民に知らせ、適切な対応策を講じながら問題を解決していく努力が不十分でなかったか。</p>
H11.11～ H13.5	2 - 硫化水素調査委員会における対応	<p>硫化水素ガスの発生原因の究明と対策の策定を行うにあたり、専門家の立場から適切なアドバイスを得るため、H11.11.27に学識経験者3名による調査委員会を設置した。委員には、廃棄物全般に精通され、滋賀県環境審議会の廃棄物部会長や厚生省生活環境審議会の委員を務めた方や、環境化学の専門家であり長い研究活動を踏まえ過去の硫化水素問題に携わられた学識経験者をお願いした。また、委員会の委員長は委員の互選により決定された。</p>	<p>・R D社が事務局を持つ研究会の座長(R D社にきわめて近い人物)を硫化水素調査委員会の委員長にしたのは、県の見識が問われる。(住民)</p> <p>・委員会の非公開理由、議事録を作成しない理由などの照会に対する県からの回答は、お役所答弁のような返答しかない。(住民)</p> <p>・R D社にかかわる審査会の委員であることはあとから知ったが、事前に承知して意図的に選任したわけではない。(職員)</p> <p>・会議の非公開は、硫化水素の発生メカニズムの検討が目的で、科学者としての自由な意見を述べていただく必要から非公開。直後の記者発表と翌日までに住民団体に連絡した。(県)</p>	<p>・硫化水素調査委員会は、その原因の究明と対策を検討するため設置され、委員は専門知識を有する学識経験者から選任され、設置目的から選任に問題は見あたらない。</p> <p>・調査委員会は非公開とされ、県は、委員会終了後、報道機関や住民に会議資料の公開や検討結果の公表、概要の説明を実施しているが、委員会では、硫化水素の原因究明のため、科学的、専門的な見地から、事実解明がなされるので、非公開理由の意思形成に与える影響は少ないと考えられ、住民不信を招かないよう、議論の過程から透明性を高めることが必要で、委員会の公開は必要であったのではないか。</p>

R D最終処分場問題にかかる検証について

(H19.12.25)

検証事案		県の対応	主な意見	個別評価(案)
年月日	事案			
H11.12～ H12.12	2 - ガス化溶融炉の導入反対に対する対応	<p>安定型処分場の埋立終了に伴いガス化溶融炉を新設するために、R D社から提出されたH10.6.12付けの産業廃棄物処理施設設置許可申請について、H10.7.3に許可を行った。周辺住民等からは、R D社に対する不信感やガス化溶融炉に対する不安等からガス化溶融炉の導入反対の意見が寄せられた。</p> <p>R D社は、H11.11.1に、県公害審査会に溶融炉等について調停を申し立て、住民側もH12.4.3調停を申し立て、調停期日を重ね、中間合意案が提示されたが、住民側が拒否し、不調に終わっている。</p> <p>結局、溶融炉は建設されたが、硫化水素ガス問題が発生したことなどから、その試運転については、硫化水素問題についての地域住民の不安解消と理解が得られることが前提として、硫化水素の実態解明を優先するよう指導を行っていたところ、H13.2.7にR D社がガス化溶融炉の断念を公表し、稼働することなく解体・撤去された。</p>	<p>・「ガス化溶融炉」については、R D社から実用プラントでの稼働実績がなく、ガス漏れ事故の危険性も指摘されているにもかかわらず、住民には十分な説明がないので、地元住民の納得が得られるような安全の確認がなされるまで、建設を中止し、試運転をさせないで下さい。(住民資料)</p> <p>・ガス化溶融炉の安全性、事故時の責任追及および補償問題、危険性などについて十分な説明と討議を行うため、県主催でR D社も交えた合同説明会を開催してほしい。(住民資料)</p> <p>・ガス化溶融炉に対しても、住民の皆さんの不安を解消することが基本でなければならないという認識に立っているため、そのため化学的な検証をもとに厳正に対応する考えです。(県)</p>	<p>・県は、硫化水素問題による住民のR D社への不信、溶融炉への不安の高まりを受け、事実上、住民の理解が得られない限り、使用前検査を行わないとし、住民への一定対応は行っていると思われる。</p> <p>・住民からの要望に対する回答等において、やや丁寧な説明に欠けていた点も見受けられ、反省すべきであった。</p>
H12.4～ H12.6	2 - 経堂池にかかる浄化要望に対する対応	<p>R D社からの雨水排水等が流入する経堂池に対して、県や栗東市に対し、地元住民より経堂池の水質浄化や浚渫等の要望がなされてきた。(経堂池については、H11.9.8およびH11.11.17に、栗東町(当時)において底質調査および水質調査が行われ、環境基準等に比して特に問題がなかった。)</p>	<p>・県は責任を持って回答してくれないし、困難であると逃げ腰の回答しかしない。(住民)</p> <p>・池には汚染されてヘドロがたまり、R D社を監督してきた県に責任がある。</p> <p>・水質調査を処分場内は県、場外は栗東町で行ったが、あまり悪い結果ではなかった。硫化水素の風聞被害を随分心配していた。(職員)</p> <p>・水質については「R D最終処分場問題対策委員会」において課題を整理し適切にしたいと考えている、水量を確保していくための「へどろ等の浚渫」については、R D最終処分場問題との対応を関連づけて、県として実施していくことは極めて困難と考えている。(県)</p>	<p>・経堂池の水質は、栗東町による水質調査や県によるR D社の破産後の調査でも、環境基準を満たしていることから、県が処分場問題の対策として、経堂池の浄化対策等を実施することは困難であると考えられる。</p>

R D最終処分場問題にかかる検証について

(H19.12.25)

検証事案		県の対応	主な意見	個別評価(案)
年月日	事案			
H12.12～ H13.5	2 - 地下水および掘削委託調査に対する対応	<p>県は、硫化水素問題の実態解明にあたり、硫化水素調査委員会からの助言を得てR D社に実態解明のための調査を実施させてきたが、県においても実態解明のための調査を行うこととした。調査は、硫化水素発生原因究明に係る廃棄物の分析を行うための掘削調査(第2号)、処分場に起因する地下水への影響把握のための地下水等調査(第1号)を実施した。</p>	<p>・廃棄物分析の前処理で、公定法によらず、熱風乾燥後に揮発性有機化合物を測るという違法な手法によるため、不適正と考えられ、分析には役立たなかった。(住民)</p> <p>・国で決めた検査法は、風乾や熱を加えてはいけいないのであるが、県は間違いでなく意識的にやったのではないか。(住民)</p> <p>・すごい刺激臭、揮発臭のある掘り出した廃棄物の中に有害なものがあるか、県の調査でこのことが明らかになれば、問題は早く解決した。(住民)</p> <p>・掘削調査については、当時全国的にもこのような視点からの調査はなく、廃棄物を分別し、その部位ごとに内容物を分析する方法が最適と考え実施したもので、硫化水素の発生原因を究明する廃棄物の分析という本来の目的は達成したものと考えている。併せて実施した廃棄物中の有害物質に係る分析調査、とりわけ揮発性有機化合物に係る調査については、ご指摘のとおり公定法に基づき分析するのが適切であったと考えている。(県)</p> <p>・この調査方法については、地元住民の皆さんに事前に説明をさせていただいていたが、調査内容が科学的で、専門的であったことから、県の説明責任として配慮に欠けていた部分があると考えている。(県)</p> <p>・2号の調査分析結果が目的の異なる1号と同じ結果が用いられており、1号の契約変更の時、この分の分析費用が発生しないのではないかと。(住民)</p> <p>・2号で必要となる分析費用を1号で重複して計上していない。(県)</p>	<p>・問題の実態解明に当たり、本来R D社を指導し、経費を負担させて対応させるのを原則としてきたが、請願が採択され、県自ら積極的に緊急に予備費で各調査に対応した。</p> <p>・県の掘削調査では、硫化水素の発生原因の究明は概ね達成されたが、公定法であるJISの規定によらない廃棄物分析の結果は、廃棄物中の含有実態を正確に表していないものと抗議を受け、県議会でも謝罪されており、適正を欠くものと認められるのではないかと。</p> <p>・二つの調査業務の成果物が重複していると指摘されたが、仕様書と成果物を照らし合わせたところ、成果物には参考に添付され重複しているが、分析経費面で重複して計上していないことが認められた。</p>
H13.2	2 - 埋設ドラム缶の情報に対する対応	<p>H12頃、住民団体からR D社元従業員から聴き取った内容として、処分場内に大量のドラム缶や医療系廃棄物、汚泥、焼却灰等が埋め立てられたとの情報が県に寄せられた。県は証言の内容を確認するために、証言者に直接話を聞きたい旨住民団体に申し入れたが、実現しなかった。その後、H13改善命令を履行したR D社に対し実態の解明を強く求め、調査を実施させたところ、西市道側平坦部から、H17.9.30に圧縮または破損したドラム缶5個が、H17.12.16から22にかけての追加調査で、破損し、潰れたドラム缶105個(9月30日に発見された5個を含む)、潰れた一斗缶69個、油状内容物の入ったポリタンク1個等を確認した。</p>	<p>・県は、住民からのドラム缶の埋設情報を信憑性が不十分、本人聴取が必要として、聞き流し、調査をしなかった。(住民)</p> <p>・場所を提示したが、県は元従業員からの証言集でなく、直接聞かないとわからないとして、放置したまま何も対応していない。(住民)</p> <p>・情報は聞いていたが、行政が動くには、確固たる証拠がないと動けず、元従業員に会わせてもらうなど、根拠を示すようにやり取りをずっと継続していた。(職員)</p> <p>・従業員の名前を秘密にして会わせてほしいと対応したが、結局教えてもらえなかった。(職員)</p> <p>・合同対策委員会を通じて、元従業員に証言を依頼したが、来てもらえなかった。県では、住所や氏名がわからず、連絡のつけようがなかった。(職員)</p> <p>・平成17年9月のドラム缶調査は、R D社に平成10年の法面の勾配是正の改善命令と併せて行政指導として重機で掘らせた。(職員)</p>	<p>・県は、産廃処分業の許可権者として、また生活環境の保全上の、支障を未然に防止する観点から、元従業員からの直接聴取にこだわらず、判明している役員や従業員に対し、法18条の報告聴取や任意の照会により、情報の評価や確認行うべきであったのではないかと。</p>

R D最終処分場問題にかかる検証について

(H19.12.25)

検証事案		県の対応	主な意見	個別評価(案)
年月日	事案			
H13.9.7	2 - 産業廃棄物処分業許可等の審査	<p>硫化水素ガスの発生に当たり、その原因究明を行っていたところ、R D社より平成13年9月4日に、許可期限切れに伴う産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業(破碎業)の更新許可申請書が提出された。県は、処分場に関する業務ではないことから、平成13年9月7日に更新許可を行った。(なお、処分業のうち焼却業に関しては、最終処分場と同一地であり硫化水素ガスへの対応に取り組む必要があることから、更新許可申請が行われても許可しない方針としていた。)</p>	<p>・住民が操業の安全性に対して納得して同意するまで、県がR Dに交付している産業廃棄物処理に関するすべての免許を停止することを要請する。(住民資料)</p> <p>・R D最終処分場の諸問題が解決するまで免許更新を許可しないでください。(住民資料)</p> <p>・産業廃棄物処分業および収集運搬業許可の更新申請があった場合、その事業の用に供する施設および能力が処分業および収集運搬業に対して、的確に、かつ継続して行いうるものであることを、厳正に審査されるよう要請する。(町資料)</p> <p>・小野の処分場にかかる焼却施設は継続を断念させたが、六地蔵の破碎業や収集運搬業は継続を認めた。(職員)</p> <p>・平成5年から7年の違反行為により、更新許可を全く認めないのは、行き過ぎではないかの判断。(職員)</p>	<p>・R D社は直前の決算期である平成12年9月期に債務超過に陥っており、許可の基準の一つである経理的基礎について旧厚生省通知は「財政状態については、少なくとも債務超過の状態でないことが相当」としており、許可するという判断に当たっては、少なくとも同通知にあるように、金融機関等からの融資の状況を証明する書類や中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させるなど、経理的基礎を有するという確認を慎重に行うべきであり、その点本件許可申請の審査は不適切であったのではないかと。</p>
H13.9.25	2 - 業者への事業の全部停止処分	<p>処分場隣接地にR D社が兵庫県尼崎市の事業場から放射性廃棄物の処分を受託し、埋立処分を行ったとの情報があり、当該事業所から事情聴取を行った結果に基づき、調査を行ったところ、H12.6.22のR D社の掘削により、当該事業所の産業廃棄物の一部(チタン酸カリウムの焼成に際して使用された廃トレー)が発見された。当該廃棄物はH5.11月からH7.5月にかけて、R D社の最終処分場の区域外で埋立処分されたことが判明したことから、県は、当該廃棄物を撤去の上適正に処理することについて文書指導を行った。(なお、R D社の掘削時に当該廃棄物の放射線量測定を行ったところ問題はなかった。)</p> <p>また、当該行為に対して、H13.9.25に最終処分場の規模変更届出義務に違反したとして事業の全部停止(30日間)処分を発令した。さらに、硫化水素問題等の発生しているR D社小野事業所において許可期限を残す特別管理産業廃棄物処分業について、社会的にも無用の混乱を生ずるおそれがあるため、同日付けで特別管理産業廃棄物処分業の廃止届を提出するよう文書指導を行った。</p>	<p>・許可区域外の埋立てで、明確な違法行為であるため30日間の営業停止とした。(職員)</p>	<p>・業務停止処分は、平成13年5月15日付け、環廃産第260号の「行政処分の指針について」の通知に基づきなされており、適正であった。</p> <p>・併せて、平成15年6月27日まで有効の特別管理産業廃棄物処分業の許可の廃止届の提出を求める文書指導がされているが、平成12年1月の自粛要請以降、遅くとも産廃処分業の許可の更新時期の平成13年9月7日の際には行われる必要があったのではないかと。</p>
第 3 期 (4項目の改善命令から破産まで(H13.12.26 ~ H18.6.19))				
H13.12.26	3 - 業者への改善命令	<p>処分場内から発生した硫化水素ガスに対する抜本的な対策が講じられていないことや、H13.1月に実施した県の周縁地下水、浸透水調査結果により水質が維持管理基準に適合していないこと、また、H10年度に判明した第2処分場内の深掘りによる地下水汚染の可能性が高いことなどから、H13.12.26日に、平成10年の深掘り箇所における浸透水の流出防止対策、処分場内の汚濁水および浸透水を処理する水処理施設の設置、住宅近接側法面の20m後退など悪臭発散防止対策、上記対策に先立つ沈砂池の設置を内容とする改善命令を発令した。</p> <p>H14.6.30 および の履行期限延長承認(H14.6.30 H14.11.30)</p> <p>H14.8.6 および にかかる工事着工</p>	<p>・硫化水素ガスの発生調査をしたが、原因物の特定はできず、不適正処理とまでいえなかったため、維持管理基準に適合していない観点から改善命令を出した。(職員)</p> <p>・県は、R D社への改善命令を期限延長しないという約束を守っていない。(住民)</p> <p>・の改善命令については、地元住民との調整に日時を要している。の改善命令については、重機掘削の拡大や追加工事の実施などにより日時を要している。(県)</p> <p>・県は、環境汚染を承知でセメントを注入、石膏ボードをそのまま埋め戻させた。(住民)</p>	<p>・生活環境保全上の支障があるが、処理基準に適合しない産廃処分が行われた事実がないため、改善命令を発したのは適正であった。</p> <p>・水処理施設完成後、実際に浸透水等の水処理が本格的に行われていないことについて、改善命令の実効性の確保やその発動が地元との協議を踏まえていることから、地元で理解と協力を得るための説明の努力が必要であったのではないかと。</p> <p>・R D社に対する改善命令の履行期間の延長は、住民調整や掘削の拡大・追加工事などの理由によるもので、やむを得ない。</p> <p>・深掘り改善工事にかかる埋め戻し容認に対する知事告発は、不起訴処分に終わっており、不適正とはいえないのではないかと。</p>

R D最終処分場問題にかかる検証について

(H19.12.25)

検証事案		県の対応	主な意見	個別評価(案)
年月日	事案			
		<p>H14.11 および にかかる本体工事完了</p> <p>H15.11.5 にかかる工事前調査実施</p> <p>H15.12.4 にかかる工事着工</p> <p>H16.3.10 にかかる工事一定完了</p> <p>H16.11.25 にかかる工事着手</p> <p>H17.3.8 にかかる薬液注入工事開始</p> <p>H17.3.31 の履行期限延長承認(H17.3.31 H17.6.30)</p> <p>H17.4.27 にかかる薬液注入工事完了</p> <p>H17.5.6 にかかる埋戻工事開始</p> <p>H17.6.30 にかかる工事一定完了</p> <p>なお、 にかかる埋戻工事については、地域住民が「現行法基準に違反する廃棄物を埋め戻した」として、知事を告発したが、H19.4.18付けで不起訴となっている。</p>	<p>・遮水効果の確保のため、セメント硬化剤を注入して掘削残廃棄物を固化し、遮水シートおよび粘土層による遮水を行うとともに、廃棄物の埋め戻しについては、許可品目以外の廃棄物を除去し、住民立会いのもとに、1日ごとにサンプリングして溶出試験で、いずれも土壌の環境基準以下であることを確認の上埋め戻しを認めた。(県)</p>	
H14.6～ H14.12	3 - 高アルカリ物質の流出等に対する対応	<p>周辺住民から寄せられた、処分場から高アルカリの排水が流されているとの情報によりH14.5.24に処分場内の6箇所から採水・分析の結果、1箇所の排水管からpH11.4の排水が確認された。このため、RD社に対し原因の特定と原因物の除去を目的とした調査を行うことを指導した。調査はH14.8.6からH14.10.31まで行われ、高pH原因物(セメント系の廃棄物と考えられる)約1,650m³を撤去させることとした。</p>	<p>・高アルカリ対策工事を実施して、5年も経っているにもかかわらず、PHが下がらないことを検証していない。(住民)</p> <p>・RD社による沈砂池工事の中で、重機で掘削し、原因物を撤去させた。(県)</p> <p>・平成15年度より、処分場周縁地下水等のモニタリング調査を実施している。(県)</p> <p>・環境基準の14倍のダイオキシンが出てきたが、県のいう自然由来はおかしい。(住民)</p> <p>・高濃度ダイオキシンが検出されたが、この時の調査は、地下水の懸濁物質の濃度が極めて高く、懸濁物質との関係を十分調査・検討する必要がある。(県)</p> <p>・泥が混じった水を分析した結果で、その後懸濁物質濃度も減り、基準値を下回る結果が出ている。(職員)</p> <p>・調査時や工事立会時に医療系廃棄物やビニールシートなどの有害物らしきものについて、県職員は見てみぬふりをしている。(住民)</p> <p>・有害物は散見されるが、医療系プラスチックも過去は搬入できたし、金属片、木くずも付着混入する可能性はある。目立ったものは、RD社に回収、適正処理を指導している。(職員)</p> <p>・RD社は、何年も続けて京都の病院から、大体週2回血液や実験廃液を持ち帰り、穴に入れていた。(住民)</p> <p>・病院からの廃棄物については、元従業員の直接証言を県として確認したいと、住民団体に申し入れたが、実現していない。(県)</p> <p>・県は、RD社の不法投棄の証拠隠滅を許し、時効5年の告発の機会を逃した。(県)</p>	<p>・一連の高アルカリ排水の対応は概ね妥当であった。</p> <p>・除去後の是正効果については、モニタリング調査を実施しているが、ph値が依然として比較的高く、かつ水処理施設が本格稼働していない状況では、住民の理解は得られないことになり、それにかわる対策が必要かどうかを含め、対応を検討する必要があるのではないか。</p>

R D最終処分場問題にかかる検証について

(H19.12.25)

検証事案		県の対応	主な意見	個別評価(案)
年月日	事案			
H18.4.12	3 - 業者への措置命令	<p>R D社元従業員のドラム缶を埋めた旨の証言が住民団体等になされたことで、住民の不安が広がっていることから、H13年度の改善命令を履行したR D社に対しドラム缶調査を行うよう指導した。その結果、H17.9.30に圧縮または破損したドラム缶5個が掘り出され、H17.12.16から12.22の追加調査で、破損し、潰れたドラム缶105個(9月30日に発見された5個を含む)、潰れた一斗缶69個、油状内容物の入ったポリタンク1個等を確認した。</p> <p>ドラム缶等の違法埋立が見つかったことに対し、県は、H18.4.12に見つかったドラム缶、一斗缶、ポリタンクおよび木くずの除去および適正処理を行うこと、当該ドラム缶等により汚染された土および廃棄物等に対し生活環境の保全上支障が生じないよう対策を講じること、とする措置命令を発令した。</p>	<p>・県は、責任を持って、市道側の汚染廃棄物・土壌、残っているであろうドラム缶と周囲の汚染廃棄物・土壌の撤去、証言者が述べている他の場所のドラム缶と汚染廃棄物・土壌の撤去をR Dにさせることを求めます。(住民資料)</p> <p>・違法や有害物埋立ての証拠物件として、掘り出したドラム缶を県が保全することを求めます。(住民資料)</p>	<p>・安定型最終処分場で、本来埋立処分できない産業廃棄物のドラム缶および木くずを埋設処分した行為は、法第14条第12項に違反しており、県が、生活環境保全上の支障が生じないように、R D社等に命じた措置命令は適正であった。</p>

総合評価

改善事項
